

# 様式 1 公表されるべき事項

別 添

## 自動車検査独立行政法人の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬は、国家公務員の給与水準を考慮するとともに、勤勉手当について、役員の勤務実績に応じて、増額又は減額できることとしている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	改定なし
理事(非常勤)	該当者なし
監事	改定なし
監事(非常勤)	改定なし

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 19,266	千円 11,868	千円 4,861	千円 2,136 (地域手当) 401 (通勤手当)			
A理事	千円 5,910	千円 3,352	千円 1,955	千円 603 (地域手当) 0 (通勤手当)		7月31日	◇
B理事	千円 10,144	千円 6,704	千円 2,164	千円 1,207 (地域手当) 70 (通勤手当)	8月1日		◇
C理事	千円 16,091	千円 10,056	千円 4,119	千円 1,810 (地域手当) 106 (通勤手当)			◇
D理事	千円 16,060	千円 10,056	千円 4,119	千円 1,810 (地域手当) 76 (通勤手当)			

A監事	千円 14,158	千円 8,688	千円 3,558	千円 1,564 (地域手当) 348 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 2,958	千円 2,958	千円 0	千円 0 ( )			

注1:「地域手当」は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役職員に支給している。

注2:「その他」欄には手当等が支給されている場合の通勤手当等の総額を記入している。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事	千円	年 月			該当なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当なし	
理事A (非常勤)	千円	年 月			該当なし	
監事	千円	年 月			該当なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期計画を踏まえた中で、職務に応じた職員の配置、適正な人件費管理に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与改定にあたっては、業務の実績及び中期計画の人件費の見積り等を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等を考慮し定めている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務実績に応じて、昇給、勤勉手当の支給割合の加減を行う。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	一定期間の職員の勤務成績に応じて、勤勉手当の支給割合を加減。
俸給	職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入。

##### ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

改正なし

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

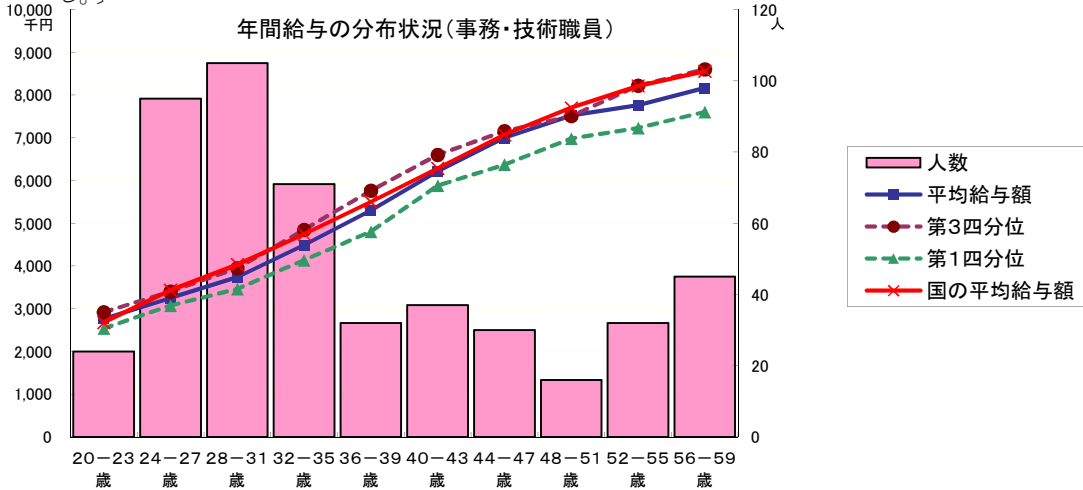
区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	487	36.7	5,167	3,923	173	1,244
事務・技術	487	36.7	5,167	3,923	173	1,244
再任用職員	1					
事務・技術	1					
非常勤職員	33	47.3	2,911	2,386	124	525
事務・技術	33	47.3	2,911	2,386	124	525

注:区分のうち、在外職員及び任期付職員については該当者がいないため省略。

注:常勤職員、再任用職員及び非常勤職員の職種のうち、研究職、医療職種、教育職種については該当者がいないため省略。

注:再任用職員については該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外には記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
本部部長	1	—	—	—	—
本部課長	2	—	—	—	—
本部課長補佐	15	46.3	6,474	7,069	7,156
本部係長	8	35	4,976	5,501	5,809
本部係員	3	29.5	—	4,099	—
地方係長	3	36.2	—	4,850	—
地方係員	108	26.3	2,921	3,171	3,373
地方機関所長・課長	47	56.7	8,078	8,358	8,787
上席・主席自動車検査官	97	47.8	6,251	6,778	7,307
自動車検査官	203	31.7	3,532	4,100	4,543

注1:本部部長、本部課長の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

注2:本部部長、本部課長、本部係員、地方係長の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、四分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長相当	部長相当	課長相当	課長相当	課長補佐相当	係長相当	係長相当	係員相当	係員相当
人員(割合)	487	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	12 (2.5%)	59 (12.1%)	73 (15.0%)	117 (24.0%)	141 (29.0%)	84 (17.2%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
		～	～	～	59～37	59～46	59～40	53～30	38～26	27～20
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		～	～	～	7,194 ～5,945	7,778 ～4,876	6,251 ～4,313	4,810 ～2,865	3,519 ～2,248	2,949 ～1,854
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		～	～	～	9,413 ～7,891	9,855 ～6,619	8,464 ～5,879	6,368 ～3,822	4,496 ～2,969	3,799 ～2,458

注:9級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 67.0	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 33.0	% 34.5
	最高～最低	% 50.8 ～30.0	% 41.9 ～30.9	% 46.4 ～31.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.9	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.1	% 34.3
	最高～最低	% 41.0 ～32.7	% 38.5 ～29.7	% 37.4 ～31.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.6

対他法人(事務・技術職員)

91.1

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においてすべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	95.6
	参考	地域勘案 99.5 学歴勘案 97.6 地域・学歴勘案 100.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	該当なし <b>【主務大臣の検証結果】</b> 国家公務員と概ね同等の水準となっているが、国家公務員の水準を上回ることがないよう、引き続き適正な給与水準を確保するための必要な措置を講ずる。	
給与水準の適切性の検証	<b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 20.5% (国からの財政支出額 2,311百万円、支出予算の総額 11,288百万円:平成23年度予算)	
	<b>【検証結果】</b> 国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。 <b>【累積欠損額について】</b> なし <b>【検証結果】</b>	
講ずる措置	俸給・諸手当など給与体系は国家公務員の給与と同等の給与となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。	

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時 (平成23年度)からの増 △減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,995,012	4,997,361	△ 2,349	(△0.05)	-	-
退職手当支給額 (B)	553,583	266,138	287,445	(108.0)	-	-
非常勤役員等給与 (C)	435,377	370,195	65,182	(17.6)	-	-
福利厚生費 (D)	720,446	729,529	△ 9,083	(△1.2)	-	-
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,704,418	6,363,223	341,195	(5.4)	-	-

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減率

i) 給与、報酬等の支給総額の対前年度比△0.05%。主な要因は、支給人員の減。

ii) 最広義人件費の対前年度比 5.1% 主な要因は、退職者の増加による退職手当の増。

##### ②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組み状況

###### i) 中期目標

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。

###### ii) 中期計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
人員数 (人)	876	870	870	869	855	832	823
人員純減率 (%)		△ 0.7	△ 0.7	△ 0.8	△ 2.4	△ 5.0	△ 6.1

#### 【主務大臣の検証結果】

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において、平成18年度以降の5年間で人件費を5%以上削減すること及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、人件費改革を2011年度まで継続するとされているところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。

### IV 法人が必要と認める事項

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を実施した。

#### 【役員】

- 平成24年4月から国家公務員に準じた率(俸給月額の前減率9.77%)で、本来の支給額からの減額を実施した(平成26年3月まで)。
- 国家公務員の給与見直しに準拠して、平成24年4月に俸給月額を0.5%引き下げた(23年4月分から24年3月分については平成24年6月の期末手当で調整)。

#### 【職員】

- 平成24年4月から職務の級や手当の内容に応じて、国家公務員に準じた率(俸給月額の前減率4.77%~9.77%)で、本来の支給額からの減額を実施した(平成26年3月まで)。
- 国家公務員の給与見直しに準拠して、平成24年4月に俸給月額を平均0.23%引き下げた(平成23年度分の調整方法については労使で調整中)。